

平成27年度 第7回流山市福祉施策審議会 会議録

- 1 日時 平成28年1月19日（火）
午後2時00分～3時30分
- 2 場所 流山市役所第1庁舎3階庁議室
- 3 出席委員
小島会長、鎌田委員、鈴木（れ）委員、鈴木（孝）委員、大野委員、大津委員、平原委員、小林委員、小泉委員、栗飯原委員、上平委員、米澤委員、新屋敷委員
- 4 欠席委員
石塚委員、中委員、山名委員、杉田委員、鎌倉委員
- 5 事務局
宮島健康福祉部長 矢口健康福祉部次長兼社会福祉課長
秋谷社会福祉課社会係長 今野高齢者生きがい推進課長
横山高齢者生きがい推進課長補佐 石川高齢者生きがい推進課生きがい推進係長 小西障害者支援課長 早川介護支援課長 藤浪介護支援課長補佐
伊原介護支援課長補佐 古林社会福祉課健康福祉政策室長 富樫健康福祉政策室主査
- 6 傍聴者
なし
- 7 議題
 - （1）継続審議
 - ・「流山市敬老祝金支給条例」の一部を改正する条例（案）について
 - ・「流山市特定疾病療養者見舞金支給規則」の一部改正について
 - （2）その他
 - ・連絡事項等
- 8 議事録概要

(古林室長)

本日はお忙しい中、平成27年度第7回流山市福祉施策審議会にご出席頂きましてありがとうございます。

それでは、こちらのホワイトボードにあります会議次第に基づき、これより小島会長より議事を進めていただきます。時間は16時までを予定していますので、よろしくお願いいたします。

(小島会長)

《あいさつ》

会議に入る前に報告いたします。本日の出席委員は13名です。委員の半数以上の出席がありますので、附属機関に関する条例第5条第2項の規定によりまして、会議は成立していることをご報告します。

なお、市民参加条例等の規定により、審議会は公開となっております。

今回は傍聴者が見えておりませんが、いずれ見えた場合には、会議の傍聴について、あらかじめご了承ください。

(小島会長)

それでは、議事に入らせていただきます。

昨年12月15日の平成27年度第5回流山市福祉施策審議会では、「流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（案）について」及び『「流山市特定疾病療養者見舞金支給規則」の一部改正について』の諮問があり、前回の第6回流山市福祉施策審議会にて審議を行いました。本日においても、引き続き審議していきます。

前回審議会終了後、ご意見があれば、FAX・メールで事務局に送付するということでしたが、その結果について事務局から報告をお願いします。

(古林室長)

今回は2件、上平委員と山名委員からご意見をいただきました。資料として配布しております。

(小島会長)

それでは、「流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例（案）について」から審議をします。

(小島会長)

前回の審議の内容と、いただきました2名のご意見に関して、事務局から応答や説明等お願いします。

(事務局：今野課長)

上平委員、山名委員から貴重なご意見をいただきました。そのご意見の内容と市の考え方について、ご説明させていただきます。

上平委員のご意見につきましては、敬老祝金の目的は長きにわたって社会に貢献してきた高齢者に社会が感謝し、顕彰することであり、お金は副次的なものである。

したがって、感謝の意を表した賞状とセレモニーを実施することで、お祝いとして少額の商品券や紅白饅頭で十分と考えています。

支給対象についても、増加が予想されるので、米寿、白寿等に捉われず最高齢者から10人または20人までとすることでよいのではないのでしょうか。また、節約された資金の使途をダイレクトにふれあいの家や介護予防教室に振り替えるという表現ではなく、条例改正に伴い、元気な高齢者を増やしていく施策を充実させるというものではないでしょうか。

本来、これらの施策は敬老祝い金の増減とは関係なく必要な施策として推進していくべきものと考えます。というご意見をいただいております。

支給金額及び対象者については、これまでもその時々社会情勢に合わせて見直しを行っています。今回の改正は必要なサービスに利用するための財源の確保をすると同時に近隣他市の敬老祝金の支給状況等を踏まえ改正案を作成しています。平均寿命を超え、88歳の長寿を迎えることは祝福すべきと考えます。また、100歳を迎えることについては、超高齢化社会の中でも、ごく少数であり、真に敬老に値する方だと考えています。したがって、支給対象者・金額につきましては妥当であると考えます。

また、今後、10年間で高齢者人口は、急激に増加することが見込まれており、高齢者福祉サービスに限らず現在実施している福祉サービスの財源確保は厳しい状況を迎えます。このため、今後数年は、超高齢化社会を見据えた高齢者福祉サービスの転換期であると考えています。

そこで、今回の敬老祝金の見直しは、限りある財源を特定の対象者に現金支給するものから、増加が見込まれるサービス給付に転換していくものです。

現行制度において実現可能な最も有効的な活用策として、平成28年につい

てはふれあいの家の拡張とふれあいの家等を活かした介護保険制度の地域支援事業への活用を考えています。

続きまして、山名委員のご意見についてですが、改正案については賛成します。祝い金の受け取りに関する手続き説明や申請の支援について民生委員の方に訪問していただくのが望ましいと考えます。

ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれ実態把握のきっかけとなり、必要な支援に結びつくと考えています。

また、削減額を活用する新たな事業については、ふれあいの家や介護予防教室もいいのですが、苦手な方にも楽しみや自立に繋がるもの、例えば市内の大型ショッピングセンターと連携して定期的に「買い物バス」を運行数することや市内の銭湯と連携し（「銭湯バス」運行するなど市民のニーズを踏ま複数のメリットがある事業を検討していただけると幸いです。とのことでした。

市の考え方といたしましては、前回も審議の中、大野委員からご提案をいただきました民生委員児童委員協議会の協力をいただけるのであれば、今後検討していきたいと考えます。

また、削減額を活用する新たな事業ですが、高齢者の急増が見込まれる中で、高齢者福祉サービスの転換は急務と考えています。

新たな事業についてのキーワードは「元気な高齢者を増やしていく」事業であると考えています。山名委員のご意見を参考とさせていただきまして、今後事業につきましては検討していきたいと考えています。

（小島会長）

只今事務局から説明がありました。

この条例案につきまして、次回、答申案を協議させていただきたいと思いますので、今回、効率的に審議を行いたいと思います。それ以外に何かこの場でお話しておきたいということ、確認しておきたいということがありましたら、その点に出来るだけ絞ってご意見、ご質問等をいただければと思います。

（小島会長）

諮問につきましては、祝金についての対象者それから金額についての内容が主であったかと思いますが、その骨格となる部分についてご意見等がありましたらお願いします。

（上平委員）

こだわるつもりはありませんが、1万円とか5万円というお金を差し上げることですけれども、お金をもらってしまうとその使い道は色々あります。

一方でお金さえ払えばというようなやり方もできると思います。したがって、お金ということよりも、社会に長い間、貢献した人をよく頑張りましたと言うことに意義があるので、お金をもって何か云々というのは、私は違うのではないかという気がしています。ただそれは、お金で評価すると言ってしまうとそうかもしれないですが。

何かお金がそこに出てくるというのはいかなものかというのが私の考え方です。もう少し中身で考えてみれば良い気がします。

(事務局：宮島部長)

前回も少し触れましたが行政が行っているお祝金。敬老祝金これが現状では敬老をキーワードにした制度です。

その他に実は地区社協が小学校区を単位に各地域の皆様方にご協力いただいて活動しています。こちらの方では地域の高齢者を集めていただき敬老の日等を中心としながら敬老を祝う会ということで催しを行っています。

これについては、お金がどうしてもかかってきてしまいますから、その運営費について、市のほうから補助を出だして行っていると思います。

各自治会すべての自治会ではないのですが、もっと細かい単位で敬老祝金に準じたようなことを、会費の中から工面している自治会もございます。

これは是非論を問われるものではなく、やはりずっとその自治会が継承してきた制度の中で、いろんな自治会では見直しを行いながら継続しているというスタンスでございます。

従いまして、敬老を迎えるお年よりに対して、祝い金を差上げる方法と、そして地域をあげて行事を行ってお祝いする。今、この二つによってお祝をしています。上平委員が言われる考え方も確かにあると思います。

その考え方と言うのは、どちらから言えば地域の皆さんが行事等で祝ってくれる。お食事会をしたりとか、今後どちら（祝金を差上げる方法、地域をあげて行事を行ってお祝いする方法）のスパイスにウエイトをおいていくかというのが、超高齢化社会の中での人口層による議論になっていくということがございます。

我々行政の考え方としましては、市民からお預かりした貴重な財源、市税を敬老という言葉でお祝いするしか、市としてはこの敬老祝金制度を圧縮してでもしくは継続していきたい。

金額につきましては、色々な考え方もございますが、今のところ繰り返になりますけれども他市の同等の制度と比較しても水準的には落ちるものではない。したがって敬う気持ちというのはその88歳と100歳の方々には通じるものではないかと考えます。

(小島会長)

上平委員からいただきましたご意見の内容については、今後答申案に考え方を盛り込んで参考にさせていただきたいと思います。その他ご意見ございましたらお願いします。

(大野委員)

今日、頂いた資料の質問でもよろしいですか。事業一覧の中で決算額は載っているのですが、どの位の方が利用されているというのを教えていただきたい。

(事務局：今野課長)

改めて資料についてご説明いたします。この資料は高齢者福祉に関する給付事業です。

上から現金給付としましては、敬老祝金。その下の活動支援として3事業。その下になりますと今度はこれから展開していくこちらに統一して行うという考えを持ったサービス給付。一番下になりますが介護保険給付費（介護編特別会計）です。

※平成26年度決算額に対する実績数を申し上げます。

- ・敬老祝金につきましては、88歳 522名分、99歳が44名分、100歳以上が70名分

- ・高齢者ふれあいの家事業につきましては、15施設です。

- ・地区敬老行事につきましては、年間としまして15地区小学校区で439回行っている

- ・高齢者セーフティネット活動 地区社協実施 14地区

●サービス給付

- ・高齢者等市内移動支援バス事業 4病院（江陽台病院、流山中央病院、愛友会記念病院、おおたかの森病院）利用者8,841人

- ・敬老バス支援事業 利用回数 211回 利用人数 7,297人

- ・寝具乾燥サービス 771人

- ・高齢者住宅改造助成事業 39件

- ・ひとり暮らし高齢者緊急通報措置給付事業 新規22台延べ243台

- ・救助笛配布事業 3,472個配布

- ・外出支援サービス 2,732回

- ・訪問理美容サービス 55回

- ・老人保護措置に要する経費 3人 緊急一時保護4名

これが実績になります。

(大野委員)

確認ですけども、この活動支援のところの高齢者ふれあいの家がございます。26年度が15施設。これからまた増えるということですが、この1施設あたりの利用者はどの位になるのでしょうか。私の所に色んな苦情が入ってくるものですから、行政の方にもお話したこともあるのですが、そういう所を利用すればお金がかかるのは当然ですが、行ってお茶を飲んだらいくら、カラオケを利用したらいくら。麻雀を利用したらいくら。午前中はいくらで午後はまたいくら。

そうするといくらお金があっても足らぬ。ある、ふれあいの家では、そこで物を買わされるという高齢者が非常に苦情を言うというようなことが耳に入ってきているものですから、全部のふれあいの家がそうとは限らないでしょうけども、私も知っている身近なふれあいの家ではやはりお金が無いと行かれない。というようなお話があります。そのところ何かご存知でしたら教えて下さい。

(小島会長)

今後の事も踏まえましてお答えください。

(事務局：今野課長)

基本的にはごく少額な利用料は頂きながら、おおむね一日遊んで100円程度と報告は頂いております。

お茶菓子程度のもの。中にはおっしゃるとおりサークルもあるかもしれませんが。そのサークルでも材料費であったり、その程度のものではないかなと思います。それから物を販売したりとか、そういった事については、把握はしていませんが当然きつくその辺は事実であればきつく指導させていただきたいと思いますが、決してそういう場ではありませんので事実であればきつく指導させていただきます。それから今後の高齢者ふれあいの家の増設については、推進していく中で徐々に増やしていきたいと考えていまして、平成27年度現時点におきましては17施設を開設しています。

(上平委員)

ふれあいの家というのを私も考えていたのですが。運営している方はどなたか、どういう形で運営しているのかが一つと、ロケーションですよね。こういうものは場所に近い人ほど使われます。

利用者が沢山居る所に作らなければいけない物だと思うのです。今の現状が

そうになっているのか、たまたま家が空いているから利用しようというような形で私にはそんな風にしか思えない場所もあるように思えます。

それじゃ意味が無いのであって、むしろ便利な所に作らないと利用者というのは大野さんも言われましたが、アクセスの問題、行きたくても行けないということもあると思いますので、増やしていただくのは非常に良いと思います。せっかく増やすのであれば有効に最大限に利用できるような施設。運営もそうですしアクセスの良さをやって頂かないと、作ったのは良いけどなかなか使いづらいということがあってはもったいない気がいたしますので、それについてもお聞かせいただければと思います。

(事務局：今野課長)

設置者ですけど、現在行っている設置者を紹介します。

地域のボランティアの方、地区社会福祉協議会、自治会、NPO法人、このように様々な方々の協力で設置しています。それからロケーションというお話がありますけど、今まで設置して頂くことについて、地域主体あるいは実施者主体ということで、ここでやりたい、こんなことをしたいという相談があったり、なげかけによって、例えば広報をみて、こういう風な事業だったということで（高齢者ふれあいの家の）設置について相談があり、現在17か所になっています。

やはり身近なところで開設を頂きたいと願いがありますので最低限小学校区に一つとして目標を掲げてこれまでやってきました。それではまだ足りないとのことであります。したがって現在ではアクセスもそうすけども高齢者が沢山いる地域そういったところをターゲットに考えています。北部地域、東部地域については高齢化率が高いです。それともうひとつに高齢化率だけではなく高齢者人口というのは南流山は高齢化は低いですが実際人数としましては、北部地域、東部地域に匹敵する高齢者人口です。

そういったところに建ててですね、今度は市が積極的に取り組んでいく、入って地域で実際に高齢者の活動されているようなところの情報を探索して、そういったところを考えています。

また、自治会で既に高齢者ふれあいの家と同様な活動を行っているところに出向きまして、こういった事業の紹介をして、採用をしていただけるようであれば、事業を展開していきたいと考えています。

(上平委員)

運営の仕方ですけども、色んな運営次第があるようにお話をされましたが、ある程度の運営基準は作られているのですか。それとも運営する方の自主性に

全部お任せしているのか、ある程度のガイドラインを設けて運営するのだったら、こういうことは守って、あるいはこういう基準でやって下さいというものがあるのでしょうか。

（事務局：今野課長）

実施要領を作成しております。引きこもりを防止するという目的があります。何をやってもいいということにはなりませんけども、高齢者がそこに集って茶話会やサークル活動ができるような内容で要綱を作成しています。それから活動の支援ということで運営費 報償費になりますけども、活動のボリュームにおいて週2回以上やっていただく形になっています。

ボリュームに応じて年間7万5千円から15万円までの段階を経て報償費を支給させていただいています。設置にあたっての準備費、それから場合によっては家賃がかかる所もございますからそういったことに対する支援そのような形で事業を行っています。

（小島会長）

ふれあいの家については、だいたいの事はお伝えいただいたと思うのですがそのほか諮問について、何かご意見がありましたらお聞きしたいことがあればお願いします。

ご意見が出しつくしたようでしたら、これまで審議で皆さんに頂いた意見を基にしまして私の方でご一任いただきまして、近日中に答申案を皆様の意見を踏まえて作成させていただきたいと思います。その旨を次回の審議の時に答申案について協議し、市長に答申していきたいと思いますがそのような流れでよろしいでしょうか。

（全委員）

異議なしの声あり

（小島会員）

それでは、答申案の骨格についてですが、これまでの審議会での意見としては、概ね答申案の趣旨としては尊重するというような意見がでていたかと思います。

そこで私としては答申案の骨格につきましては、諮問による改正内容は妥当であると考えているという旨を柱としまして、そして意見を取りまとめて答申という方向で作成していきたいと考えております。何かその点につきましてご意見がありましたらお願いします。

(栗飯原委員)

一本化でなければまずいのですか

(小島会長)

答申でございますので、審議会としてはまとまった意見になるかと思います。

皆様のご意見の中で柱となっている部分その部分には共通するものがあるか
と思いますので、

そして皆様から頂いた。例えば地域に暮らせる高齢者の方に訪問をその祝金を
支給する時に出すというご意見もでした。地域全体で高齢者の方を祝うとい
う単にお金だけではなくて、心のこもった祝を行うという動きも出たと思いま
す。そのほかについて触れて取りまとめて、そのあとにもう1本でいきたと思
います。

(平原委員)

上平委員からも意見があったし、審議会として1本にしなければいけないと
いう方向なのかどうか並列の意見があってはいけないのでしょうかということ
です。

(小島会長)

基本的には諮問を頂いた内容についての答申、柱になる部分についてはひと
つになります。

(上平委員)

例えば答申するんですけどこういう意見もありましたとか、少数意見はこう
だけど全体はこうですという。それを受けた方も体制はこうだけどこういう考
え方もあるんだなということは組みとってもらえると思うんですが。1本かす
るとその中で少数意見が消えてしまう。答申はこうですよ。ただし、こういう
意見もありましたよという答申も有かなと思うのですが。

(小島会長)

諮問の内容について、自分はこう考えるという意見をお持ちの方があれば今
日の審議会で話して頂ければ出来るだけ、その意見を今日の審議会で調整して
いきたと思います。

(平原委員)

色んな人が居る訳ですよ。僕の母は88ですけども、正直ってお金以外は

ごみ屑ですててしまう。なるべく要らないものは捨ててしまう。足腰が弱く外出もできない。お金さえあれば何でも買える。お金が一番と考える。

(事務局：宮島部長)

諮問と答申の関係ですけども、市長がこういう方針で政策を進めていきたいこれが諮問です。

それに対してこの方法もあります。この方法もありますと言いますと諮問の中身がなかなか選択できなくなる。従いまして会長が言われるように一般論としては諮問に対する考え方はイエスかノーです。それが骨格になります。上平委員が言われるように判例等にもあるように付帯意見の採用方法で議論の中では、このような議論もありました参考にしていただきたいという趣旨のことを添えることはやぶさかではない。これが一般的な答申の作成の仕方です。ですからそれを踏まえて頂いた上で皆様方が今回の諮問に対する答申をまとめあげていただくことをご検討頂きたいと思います。

(鎌田委員)

付帯意見のご意見ですけれども、やはり部長がおっしゃられたように審議会として市長に答申を申し上げる内容をまとめるために皆さんに議論を頂いているわけですので、議論して頂ける内容は十分会長に汲み取っていただいて、皆さんの意見を反映するような答申案を作るというのが私共の仕事ですので、その上でさらにどうしてもそれが漏れていたということであれば修正していただいてどうしても付けたいという付帯意見がありましたらそれはまた皆さんと議論して頂いて確かに皆さんも付けた方がいいという事になりましたらお付けするという展開になるかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

(鈴木孝委員)

答申諮問の関係ですが、今、部長からお話がありましたように市長の今回の考え方に対して審議議会がどう思うかということです。基本的に現行でだされている案に対して賛成もあり反対ありというような状況があらうかと思いますが、基本的にはなされている改正内容についてはある程度この方向で良いのではないかと基本の骨格になってくるのかな。ただし、お金の問題に対する意見等もあるわけですからそういった考え方もあるのだということを付帯意見じゃないですけども入れた中で答申案をまとめていくという形で行けたらなと私は思います。

(小島会長)

皆様から意見をいただきました。概ね意見としては諮問内容を尊重する同じ方向でという趣旨であったと思われます。答申の骨格としては諮問にある改正内容が妥当であるという旨を柱として行きたいと思います。その他の意見については、その頂いたご意見を盛り込みまして私の方で答申案を作成しまして、次回の審議会の時に最終の審議を皆さんにさせていただくことでよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(小島会長)

今回出しておきたいという意見がございましたらお願いします。

(事務局：宮島部長)

次回の審議会で最終的には決定して頂くということで問題はないのですが。少しでも答申案の中身を事前にご確認していただくということから会長と事務局で調整をさせていただき、なるべく早めにメール等で内容の確認をお願いできればと、それに即して来週 26 日検討会を挟んでいただき答申案として検討して頂ければと思います。

(小島議長)

私の方で答申案を作成させていただくということで、その点についてご意見がなければ賛成者の挙手をお願いします。

(挙手全員)

(小島会長)

次に「流山市特定疾病療養者見舞金支給規則の一部改正について」を、前回に引き続き、審議したいと思います。

事務局から説明をお願いします。

(事務局：矢口課長)

資料 1 の上平委員さんの 2 番の特定疾病見舞金について、単にお金を渡せばよいということではなく、実質的なものであることが必要ではないかというご意見もとてもだと思います。さらに実際に療養者やご家族が何を望んでおられるのか、いろいろな関係者からの声も含め、検証してみる必要があるのでは、

本当に見舞をする意図が実感できるような制度であることが望ましい。これは市としても同感ですが、現時点では実際の利用者の方々からの声をお聞きするという事は、行っておりません。

県内54市町ございますが、そのうち25の市町で見舞金制度を実施していますが、対象者の方のご意見を伺って見舞金の規則等の見直しを行った自治体は我々の調査の結果ございませんでした。

(事務局：矢口課長)

参考までに障害者制度の医療費助成及び難病等の制度内容を簡単に説明させていただきます。

平成25年4月から、難病等が障害者総合支援法の対象となり、「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ130疾病となっております。

平成27年1月1日施行の難病患者に対する医療等に関する法律および児童福祉法の一部改正に伴い障害者総合支援法の対象疾病が130疾病から151疾病に拡大されます。それに伴いまして医療費も助成制度が確立し3割自己負担から2割自己負担へ。さらに昨年7月には障害者総合支援法の対象疾病が151疾病から332疾病に拡大されました。

332疾病の障害者総合支援法の疾病については障害者福祉サービスで障害者手帳をお持ち出ない方でも難病に指定された枠の中に入られた方であれば診断書もしくは受給証を提示すれば、サービスを受けられるように、国が重い腰を上げて制度を拡充してきた。これもひとえに難病等で闘病苦にあった方々や県の特典疾患治療研究事業56の難病が指定されてなかった方々が国に対して請願陳情を行った結果、国が法律を制定して全国統一の制度を実施しました。

しかし、市としましてはサービスが充実してきた難病制度はいいということではなく、行政としては気持ちを込めて少しでも精神的な苦痛を緩和できればということで、制度を継続させていきたい。

確かにお金ではないかもしれませんが、今現実として自治体でおこなえる難病等の皆様に報いられるのは、お見舞金ではないかということで金額を見直しつつ、継続していこうと判断をしたところです。

本当に見舞をする意図が実感できるような制度であると望ましという点については、市としてもそのように考えております。

今後、見舞金制度につきましては、ご指摘いただいた事項を踏まえまして研究をしてまいりたいと考えております。

(事務局：矢口課長)

上平委員の2点目のご要望の、特定疾病に該当しない病気の療養者や家族に

も、何らかの方法と条件で同様の制度の適用を受けられるよう是非検討してほしいということです。

現在のところ、市としましては見舞金制度につきましては、難病すなわち原因が不明で、治療方針が未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病、経過が慢性にわたり単に経済的な問題のみならず、介護等に等しく人手を要するために家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きな疾病と認定され、国の医療費助成の対象となる指定難病の方々を対象とし、制度を存続させていきたいと考えております。上平委員のいわれる気持ちは市としても分かるのですが、やはり制度を存続していくためには、ある一定の金額の支給に向けて難病の方々に対する見舞金制度として給付をしていきたいとこのように考えています。以上です。

(小島会長)

それでは審議に入りたいと思います。先ほど同様これにつきましても、来週の答申案の審議をする方向で進めたいと思います。本日の審議につきましては、これまで色々ご意見を頂戴しましたが、これまでにでたご意見以外のことについて、特に何かございましたらお願いしたいと思います。

(米澤委員)

頂いた資料では松戸市が未定となっておりますがその点は

(事務局：矢口課長)

松戸市につきましては、国の難病が拡大されたことで対象範囲を平成27年度に規則の見直しおこない、見舞金の金額については平成28年12月の議会に上程をして、議会の承認を得て見舞金の額を決定することになっています。

(小島会長)

質問が出しつくしたようであればこの点につきましても、また答申案を私の方で作成させていただきまして、皆様にご意見を伺いまして、それらをとりまとめ次回審議の時に諮ることにはしたいと思います。答申案の骨格についてですが、こちらについても今までの皆さんの意見おおむね諮問内容そのものについては、尊重するという趣旨を加えまして、そのほか色々のご意見を頂戴したいと思います。そのあたりを踏まえて答申案を作成したいと思のですが、なお、前回審議ででしたようにその他支給額においては他市との均衡を図るという旨を盛り込んだ方が良くはないかと考えています。

ご意見、ご質問が出しつくしたようであれば、私の方でいったん答申案を作

成しまして、皆様に諮りまして、それを踏まえて次回の審議を行いたいと思います。

よろしければ賛成の方挙手をお願いします。

(全員賛成)

(事務局：古林室長)

次回の予定は第8回の審議会を1月26日(火) 14時から

(小島議長)

本日の議事は、以上をもちまして終了いたします。